

TEPCO

くらし上手

令和5年7月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

くらし上手

I 本 則

1 対象となるお客さま

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、原則として次のいずれにも該当し、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

- (1) 需要場所と電氣的に接続している発電場所において、当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に連系されている別表1（太陽光発電設備）に定める設備（以下「太陽光発電設備」といいます。）が設置されていること。
- (2) 需要場所において、別表2（太陽光自家消費促進型給湯機）に定める小型機器（以下「太陽光自家消費促進型給湯機」といいます。）を使用し、太陽光自家消費促進型給湯機の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。

2 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この契約種別の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 くらし上手S

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り、）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契 約 に つ き	2,555円44銭
-------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1契約につき最初の120キロワット時まで	3,694円40銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円92銭

4 くらし上手L

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

(2) 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペアの場合

1 契約につき	2,555円44銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	4,092円40銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	409円24銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の120キロワット時まで	3,694円40銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円92銭

5 くらし上手 X

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り、）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用いたします。

(2) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内にお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間

の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によっ

て定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約電力が4キロワット以下の場合

1 契 約 に つ き	2,564円68銭
-------------	-----------

(ロ) 契約電力が4キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の8キロワットまで	4,929円36銭
上記をこえる1キロワットにつき	616円17銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1 契約につき最初の120キロワット時まで	3,694円40銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円92銭

6 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- (2) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。
なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

7 そ の 他

- (1) 当社は、需給約款21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (3) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔適用範囲〕）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目（適用範囲）

1 太陽光発電設備

- (1) 太陽光発電設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で太陽光発電設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (2) 当社は、太陽光発電設備の機能を確認させていただきます。この場合、太陽光発電設備の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 太陽光自家消費促進型給湯機

- (1) 太陽光自家消費促進型給湯機とは、別表2（太陽光自家消費促進型給湯機）に該当する昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機等の機器をいいます。

- (2) 太陽光自家消費促進型給湯機を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で太陽光自家消費促進型給湯機を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (3) 当社は、太陽光自家消費促進型給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、太陽光自家消費促進型給湯機の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、令和5年7月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、需給約款20（料金の算定）および21（日割計算）ならびに本則7（その他）（1）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項第1号に定めるエネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。

2 太陽光自家消費促進型給湯機

太陽光自家消費促進型給湯機とは、ヒートポンプを利用して主として太陽光発電設備が発電する時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、当社が認めたものをいいます。

3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{定額料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、定額料金適用電力量とは、需給約款別表4（日割計算の基本算式）

- (1)イにより算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 需給約款20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)によって算定された定額料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。